

税理士にも 「疑わしい取引の届出義務」 が課されています！

＜疑わしい取引の届出義務＞とは？

税理士等は、特定受任行為の代理等について、次のいずれかと認められる場合には、速やかに、疑わしい取引の届出書を国税庁に提出しなければなりません。

- ・ 特定受任行為の代理等において収受した財産が、犯罪による収益である疑いがあるとき。
- ・ 顧客等が、特定業務に係る取引に関しマネー・ローンダリング行為を行っている疑いがあるとき。

＜特定受任行為の代理等＞とは？

- ① 宅地・建物の売買に関する行為や手続
- ② 会社等の設立・合併等に関する行為や手続
- ③ 現金、預金、有価証券等の財産の管理や処分
についての代理又は代行のことを言います。

そもそも＜マネー・ローンダリング＞とは？

マネー・ローンダリングとは一般に、犯罪によって得られた収益を、他人名義の口座へ振入金することや、偽名を使用して盗品等を売却すること等で、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為です。

守秘義務との関係は？

税理士法第 38 条が定める守秘義務に照らし、漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、疑わしい取引の届出義務が免除されています。

詳しくは、国税庁HPをご覧ください

●上記の他にも「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の情報を掲載しています。

